

単 位 会 会 長 各 位

社団法人 日本建築士事務所協会連合会
会 長 三 栖 邦 博

平成25年度 日事連建築賞への作品募集協力依頼

平素は本会事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日事連建築賞は、すぐれた建築作品を設計した建築士事務所を表彰することにより、建築士事務所の資質の向上に資することを目的として実施しており、平成25年度においても別紙「日事連建築賞募集要項」により実施いたします。

平成25年度は、表彰を行う三重大会が平成25年8月9日開催と、例年の全国大会より2ヶ月ほど早まるため、募集期間等を約2か月早めることといたしました。なお、対象建築作品、応募資格者、応募手続き等については従来どおりの規定で実施します。

つきましては、平成25年度日事連建築賞の募集要項の主な変更事項を下記によりお知らせしますので、貴会におかれましては、会員事務所等に募集の周知、広報をお送りいただき「日事連建築賞」の作品募集にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

(1) 平成25年度の募集要項の主な変更事項

・年度が変わったことによる、対象建築作品の竣工年月日の期間、応募締切日等

①平成25年度は平成22年4月1日から平成24年3月31日までの期間に竣工（竣工の日は検査済証の交付日とする）したものが対象建築作品となります。（募集要項の2. 募集対象を参照）

②単位会への応募期限は平成25年2月28日（木）となります。（募集要項の4. 応募の手続きを参照）

③日事連建築賞選考委員会委員の一部交代

委員2名が以下のとおり交代いたしました。

（新） 橋本 公博 国土交通省大臣官房審議官（住宅局担当）

（旧） 井上 俊之 国土交通省大臣官房審議官（建築行政担当）

（新） 山下 卓治 日事連副会長、(株)山下設計工房代表取締役

（旧） 野呂 敏秋 日事連前副会長、(株)鳳建築設計事務所代表取締役会長

(2) 単位会における第1次審査についての留意事項

※募集期間が例年より2ヶ月ほど早まるため、第1次審査のスケジュールを調整の上、選考を行ってください。

①第1次審査にあたっては、日事連建築賞選考委員会等を設置して日事連建築賞の審査基準を考慮の上、厳正な審査を行って選考してください。

なお、応募作品数が少ない場合など状況によって理事会等を活用して選考する場合も同様です。

②募集要項を全て満足する第2次審査候補作品を選考してください。

第2次審査候補作品数は、当該単位会の会員数に応じた基準がありますが、平成25年度は単位会の会員数を本連合会に報告がなされた、平成24年12月31日時点のものとします。(募集要項の5. 選考の方法及び第2次審査候補作品応募数を参照)

③第2次審査候補作品(日事連への推薦作品)決定後、応募書類一式に別紙1「日事連建築賞・推薦書」、別紙2「第1次審査概要」及び別紙3「チェックリスト」を添付し、平成25年3月29日(金)までに日事連宛にご送付くださいますようお願いいたします。(応募書類は発送の際、パネルに貼り付ける等わかりやすいところに添付してください)

(3) 「日事連建築賞」実施スケジュール等について

・日事連ホームページ 近日中に「日事連建築賞」募集要項、応募申込書をアップ

・募集チラシ 12月13日頃単位会へ発送

・本会会誌掲載 平成25年1月号に「日事連建築賞」募集要項を掲載

・建築作品応募期限 単位会への応募期限 平成25年2月28日(木)

日事連への送付期限 平成25年3月29日(金)

※第2次審査候補作品を日事連へ送付する場合、第2次審査候補作品応募にあたってのチェックリスト(別紙3)によって再確認の上、ご応募ください。

・表彰式 建築士事務所全国大会(三重大会) 平成25年8月9日(金)

(4) 「日事連建築賞」募集チラシについて

後日、各単位会宛会員数程度送付しますので、事務所協会事務局・支部他、講習会場、建築士会、事務所登録窓口、行政等のカウンターに置かせてもらう等、周知活動にご活用ください。また、電子データを送信しますので、会員にメールで周知、応募依頼する等併せてご活用ください。

以上

平成25年度 日 事 連 建 築 賞
【募集要項】

1. 目的

本表彰は、すぐれた建築作品を設計した建築士事務所を表彰することにより建築士事務所の資質の向上に資することを目的とする。

2. 募集対象

(1) 建築作品の対象地区

日本国内とする。

(2) 対象建築作品

建築士事務所が一般的に手がけている中小規模の建築作品で、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの期間に竣工（竣工の日は検査済証の交付日とする）したもので竣工後の増改築等も含め法令が遵守され、構造上、防災上の安全性を備えた建築物とし、次の部門毎に募集する。ただし、本連合会が主催した建築作品表彰に一度応募した作品については対象としない。また、応募にあたっては建築主等の了解を得たものとする。

①一般建築部門

（延面積が1,000㎡を超え10,000㎡以下の建築物）

②小規模建築部門

（延面積が1,000㎡以下の建築物：戸建住宅を含む）

3. 応募資格者

(1) 単位会（本連合会正会員である都道府県建築士事務所協会をいう）に所属する建築士事務所（以下、単位会会員という）とする。

(2) 応募時点で単位会会員でない者は、5.(1)に規定する第1次審査で第2次審査候補作品に選考された時点で単位会会員であること、または単位会に入会申請をしていることを条件として応募する者を含む。

(3) 特定共同企業体（JV）の場合は、その代表者が単位会会員または応募時点で単位会会員でない者は、3.(2)の条件とする。

4. 応募の手続き

(1) 応募作品数

1 建築士事務所につき一般建築部門、小規模建築部門いずれか1点とする。

(2) 提出する書類等

①建築作品応募申込書（別記様式1）

②建築作品説明書（別記様式2）

建築作品説明書には、1,200字以内に設計意図及び審査基準の項目について配慮した内容等を記載のうえ、配置図と1階平面図をA4サイズで添付すること。

③パネル1枚（A1縦長サイズ、縦841mm×横594mm）

1) パネルに設計意図、配置図、平面図（縮尺は適宜）及び写真（枚数は適宜）を納める。設計意図等については、建築作品説明書の概要を400字以内にまとめる。

2) パネル内に応募者（建築士事務所名）を表示してはならない。

④検査済証の写し

(3) 提出する書類等の扱い

提出された資料及び写真については、受賞作品の公表の際に一切の使用制限を受けないことを条件とする。

(4) 応募費用

応募に要する費用は、応募者の負担とする。なお、提出された書類等のうちパネルについては表彰後に返還する。(返還費用については本連合会が負担する。)

(5) 応募期限及び提出先

応募しようとする者は、平成25年2月28日(木)までに単位会会員においては所属する単位会事務局に応募手続きをしなければならない。また、応募時点で単位会会員でない者は建築士事務所が所在する都道府県の単位会事務局に応募手続きをしなければならない。

5. 選考の方法及び第2次審査候補作品応募数

(1) 第1次審査(単位会に応募された建築作品の審査)

単位会は応募された建築作品が日事連建築賞の募集対象建築作品であること及び応募資格、応募に係る提出書類等を確認し、日事連建築賞の審査基準を考慮のうえ、厳正な審査を行い、募集要項をすべて満足する第2次審査候補作品を選考する。

(2) 第2次審査候補作品応募数

単位会が選考する第2次審査候補作品の数は、当該単位会の会員数が500事務所以内は一般建築部門及び小規模建築部門それぞれ1点ずつとし、会員数が500事務所を超える単位会にあっては、会員数500事務所以内毎に一般建築部門及び小規模建築部門にそれぞれ1点ずつ加えることができる。ただし、単位会の会員数は本連合会に報告がなされた、平成24年12月31日時点のものとする。

(3) 第2次審査

第1次審査で選考された第2次審査候補作品について、本連合会内に設置する「日事連建築賞選考委員会」において、書類審査を行い合議に基づき、部門毎のそれぞれの表彰対象作品を選考する。選考された作品のうちから国土交通大臣賞候補、日事連会長賞候補、優秀賞候補及び奨励賞候補を選考し、現地審査のうえ、それぞれの部門毎の受賞候補作品を決定する。なお、現地審査の際には設計者の立会いを求めるほか、必要に応じて書類、図面等の提出を求める場合がある。ただし、奨励賞については、書類審査によって受賞候補作品を決定することができる。

(4) 受賞者の決定

受賞者は、「日事連建築賞選考委員会」の選考結果に基づき、本連合会の理事会の議を経て会長が決定する。

6. 表彰及び公表

(1) 表彰

①表彰の種類と数

国土交通大臣賞 1点(予定)

日事連会長賞 1点

(一般建築部門)

優 秀 賞 3点内外

奨 励 賞 5点内外

(小規模建築部門)

優 秀 賞 3点内外

奨 励 賞 5点内外

②国土交通大臣賞、日事連会長賞、優秀賞には賞状と賞金を、奨励賞には賞状をそれぞれ贈る。

(2) 公表

①受賞者が決定したときは、受賞者に通知する。本連合会は本会会誌、ホームページ、建築・空間デジタルアーカイブス (DAAS)、雑誌等に応募の際に提出された書類及び写真等を公表する。その際、著作権等のための料金は支払わない。

②表彰は、平成25年8月9日に開催される第37回建築士事務所全国大会 (三重大会) において行う。

7. 審査基準及び表彰基準

(1) 審査基準

一般建築部門及び小規模建築部門に応募された、第2次審査候補作品のうち、以下の観点を総合的に判断し、それぞれの対象となる賞を選考する。

- ①意匠、構造、機能上優れていること。
- ②防災上、安全上、維持管理上十分配慮されていること。
- ③ユニバーサルデザインに十分配慮されていること。
- ④周辺地域の景観形成やまちづくりに配慮されていること。
- ⑤地球環境維持への配慮がされていること。

(2) 表彰基準

①国土交通大臣賞

一般建築部門及び小規模建築部門の両部門を通じ、審査基準に照らし総合評価が最も優秀な建築作品とする。

②日事連会長賞

一般建築部門及び小規模建築部門の両部門を通じ、審査基準に照らし総合評価が国土交通大臣賞に次ぐ特に優れた建築作品とする。ただし、国土交通大臣賞を受賞した部門は除く。

③優秀賞

一般建築部門及び小規模建築部門のそれぞれにおいて、審査基準に照らし総合評価が国土交通大臣賞又は日事連会長賞に次ぐ優れた建築作品とする。

④奨励賞

一般建築部門及び小規模建築部門のそれぞれにおいて、審査基準に照らし総合評価が優秀賞に次ぐ建築作品とする。

8. 日事連建築賞選考委員会委員

委員長	坂本 一成	東京工業大学名誉教授
委員	小玉祐一郎	神戸芸術工科大学デザイン学部教授
委員	富永 讓	法政大学デザイン工学部教授
委員	橋本 公博	国土交通省大臣官房審議官 (住宅局担当)
委員	森野 美徳	都市ジャーナリスト
委員	柳沢 厚	C-まち計画室代表、日本都市計画家協会理事
委員	山下 卓治	日事連副会長、(株)山下設計工房代表取締役